

独立行政法人福祉医療機構法案要綱

第一 総則

一 名称

独立行政法人福祉医療機構とすること。（第二条関係）

二 機構の目的

1 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とすること。（第三条第一項関係）

2 機構は、1に規定するもののほか、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とすること。（第

三条第二項関係）

三 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けること。（第五条関係）

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事四人以内を置くことができるものとする。（第六条関係）

二 その他

理事の職務及び権限、役員任期、役員兼職禁止の特例、役員及び職員の秘密保持義務並びにみなし公務員規定その他所要の規定を設けるものとする。（第七条から第十一条関係）

第三 業務等

一 業務の範囲

1 機構は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。（第十二条関係）

- (1) 社会福祉事業施設の設置者等に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

- (2) 病院等の開設者に対し、病院等の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。
- (3) 指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- (4) 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。
- (5) 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- (6) 社会福祉振興事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- (7) 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。
- (8) 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。
- (9) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。
- (10) 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する

業務を行うこと。

(11) 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

(12) 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

(13) (1)から(12)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

機構が交付する助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用するものとする。 (第十二条関係)

三 業務の委託

機構は、一に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができるものとする。 (第十四条関係)

四 区分経理

機構は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。 (第十五条関係)

五 積立金の処分

機構の積立金について所要の規定を設けるものとする。 (第十六条関係)

六 長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券

1 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができるものとする。 (第十七条関係)

2 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができるものとする。 (第十八条関係)

3 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社等に信託することができるものとする。 (第十九条関係)

4 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること、及び特定目的会社に譲渡することができるものとする。 (第二十条関係)

5 機構は、3及び4の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又

は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならないものとする。こと。(第二十一条関係)

6 長期借入金及び債券の償還計画その他所要の規定を設けるものとする。こと。(第二十二条関係)

七 基金

基金を設けること及びその運用に必要な規定を設けること。(第二十三条関係)

第四 雑則

一 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第三の一の1の(1)から(3)まで、(5)、(6)及び(12)に掲げる業務に関し必要な措置を求めることができるものとする。こと。(第二十四条関係)

二 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の適用除外を定めること。(第二十九条関係)

三 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

国家公務員共済組合法の適用に関する特例を定めること。(第三十条関係)

四 その他

その他所要の規定を設けるものとする。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。(第三十一条から第三十三条関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 社会福祉・医療事業団の解散等

社会福祉・医療事業団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、

国が承継する資産を除き、その時において機構が承継するものとする。(附則第二条関係)

三 権利及び義務の承継に伴う経過措置

二の規定により機構が承継する債券に係る債務について政府がした保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件によって存続するものとする。 (附則第四条関係)

四 社会福祉・医療事業団法の廃止

社会福祉・医療事業団法は廃止するものとし、それに伴う所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第六条から第十条関係)

五 関係法律の一部改正等

関係法律の一部を改正するものとし、それに伴う所要の経過措置を設けるものとする。 (附則第

十一条から第二十三条関係)